

令和4年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月14日開会～6月16日閉会

双葉町議会

令和4年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月14日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	5
行政報告	6
報告第10号から報告第13号までの一括上程	8
報告第10号から報告第13号	8
議案第42号から議案第56号までの一括上程	8
議案第42号から議案第56号までの提案理由の説明	9
散 会	11

第 2 日 (6月15日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に出席した者の職氏名	14
開 議	15

議事日程の報告	1 5
一般質問	1 5
5番 菅野博紀君	1 5
6番 岩本久人君	2 7
発言の訂正	3 0
発言の取消し	3 2
1番 山根辰洋君	3 6
2番 小川貴永君	4 1
散 会	4 4

第 3 日 (6月16日)

議事日程	4 5
出席議員	4 6
欠席議員	4 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 6
開 議	4 7
発言の取消し	4 7
議事日程の報告	4 7
議案第42号の質疑、討論、採決	4 7
議案第43号の質疑、討論、採決	4 8
議案第44号の質疑、討論、採決	4 8
議案第45号の質疑、討論、採決	4 9
議案第46号の質疑、討論、採決	4 9
発言の訂正	5 0
議案第47号の質疑、討論、採決	5 0
議案第48号の質疑、討論、採決	5 2
議案第49号の質疑、討論、採決	5 2
議案第50号の質疑、討論、採決	5 3
議案第51号の質疑、討論、採決	5 3
議案第52号の質疑、討論、採決	5 4
議案第53号の質疑、討論、採決	5 4
議案第54号の質疑、討論、採決	5 5

議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	5 7
発言の取消し	5 8
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	5 8
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	6 1
議員派遣の件	6 1
閉 会	6 1

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

4 双葉町告示第 13 号

令和 4 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 25 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 4 年 6 月 14 日（火）
午前 10 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和4年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月14日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第10号 令和3年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第7 報告第11号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第8 報告第12号 令和3年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第9 報告第13号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第10 議案第42号 双葉町診療所設置条例の制定について
- 日程第11 議案第43号 双葉町役場庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第44号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第45号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第46号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更について
- 日程第15 議案第47号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第16 議案第48号 双葉町仮設庁舎建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第17 議案第49号 下水道維持補修工事（長塚工区）請負契約の締結について
- 日程第18 議案第50号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の締結について
- 日程第19 議案第51号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第52号 土地の取得について
- 日程第21 議案第53号 土地の取得について
- 日程第22 議案第54号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第55号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第56号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、岩本久人君、7番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月7日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月16日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、山根辰洋君。

(産業厚生常任委員長 山根辰洋君登壇)

○産業厚生常任委員長(山根辰洋君) おはようございます。産業厚生常任委員会委員長、山根辰洋です。私より、閉会中の所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名。町民帰還に向けた医療・福祉サービス提供体制の現状及び方針について、その他。

調査は、令和4年4月13日、5月13日の2回行いました。

調査の内容は、当常任委員会の所管である健康福祉課より町民帰還に向けた医療・福祉サービス提供体制の現状及び方針について説明をいただき、課題について調査を行いました。調査の結果、近隣町のサービス提供状況を把握し、事業者との連携を図ることやニーズ把握のために庁内横断的な情報連携が必要であるとの意見が出されましたので、委員会の報告としまして次の5点を提言いたします。

短期的な取組に対しての提言。①、近隣町との連携及び情報共有。町内居住者のニーズに合わせたサービスが迅速に提供できるよう、近隣町と定期的な情報、意見交換を行い、連携強化を図ること。

②、庁内における横断的な連携の強化。関係課との情報共有を密に行い、町内居住者のニーズに対して迅速に検討ができるような体制を構築すること。

③、町民に寄り添える拠点等の整備、運営の検討。町内居住における悩み事などを住民同士で分かち合い、寄り添い合えるよう、交流スペースなどの確保に努めること。

中長期的な取組に対しての意見。①、2次医療、3次医療体制の整備。県立大野病院の早期再開のため、継続的な要望活動を行うとともに、再開を見据えた地域の医療提供体制の検討が必要。

②、5年後の事業運営課題に対して、あらゆる可能性を見据えた方針の検討。町内居住人口の規模により、提供するサービスの在り方を調整することが求められるため、視野を広く、柔軟な体制づくりの検討が必要。

以上、要点を申し述べ、報告とします。

○議長(伊藤哲雄君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 皆さん、おはようございます。令和4年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

4月6日、双葉町立小中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に2名、北小学校に1名、中学校に4名が入学、ふたば幼稚園に4歳児1名が入園いたしました。園児、児童、生徒数の合計人数は、昨年度と同じ42名となりました。

4月18日、自民党東日本大震災復興加速化本部の町内視察が行われ、その中で国に対し、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや方針を早急に明らかにし、除染等帰還に向けて必要な対応を全力で取り組んでいただくことや、監督官庁に対し、東京電力ホールディングス株式会社が福島原発事故に伴う集団訴訟での最高裁判所の決定により、各高裁判決で確定したことから、中間指針を上回る賠償額を全ての町民の皆さんへ支払われること、そして原子力損害賠償紛争審査会に対し、中間指針の見直しを図るよう指導していただくことを要望しました。

5月29日、西銘復興大臣が町内の復興状況及び特定復興再生拠点区域外の現状を視察され、特定復興再生拠点区域外の解除の取組の具体化や、震災から11年以上が経過し、ようやく復興のスタートラインに立つ町への国による重点的なサポートを要望しました。

5月31日、浪江町、イオン東北株式会社、トヨタ自動車株式会社と特定復興再生拠点区域等における水素燃料電池自動車を活用した移動販売事業に関する基本協定を締結しました。6月13日より町内2か所で移動販売が開始となりました。

5月12日から6月4日の間、県内外11か所で住民説明会を開催しました。平成29年9月に内閣総理大臣に認定されました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく本町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除について、町民の皆さんに同区域の避難指示解除をご提案し、意見交換をさせていただき、その結果等を6月7日の議会全員協議会へご報告し、同区域の避難指示解除をご提案させていただきました。引き続き、議会の皆さんと協議を進めてまいりたいと考えております。

また、同期間の同会場で午後からは特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組や進め方に関する住民説明会を開催し、国から説明の後に町民の皆さんと質疑応答がなされました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が4件となります。議案につきましては、条例の制定が2件、条例の一部改正が2件、契約の一部変更が3件、請負契約の締結が3件、土地の取得が2件、令和4年度補正予算(案)が3件、合わせて15件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤哲雄君) これで行政報告を終わります。

◎報告第10号から報告第13号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第10号から日程第9、報告第13号までを一括議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号から報告第13号までを一括議題とします。

◎報告第10号から報告第13号

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第10号 令和3年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてありますが、令和3年度一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）、仮設庁舎整備事業の3事業、合わせて4,856円を令和4年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第11号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告についてありますが、令和3年度公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業の1事業、1,741円を令和4年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第12号 令和3年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてありますが、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、IRU光ファイバーケーブル新設事業、双葉駅西地区復興拠点整備事業、住民記録システム改修事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、商業施設整備事業、消防施設整備事業、災害対策事業、公共土木施設災害復旧事業の8事業、合わせて3億3,340万6,385円を令和4年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第13号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてありますが、令和3年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、前田川1号雨水幹線改修事業の1事業、9,631万円を令和4年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第10号から報告第13号までを終わります。

◎議案第42号から議案第56号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第42号から日程第24、議案第56号までを一括上程したいと思います。

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第56号までを一括上程いたします。

◎議案第42号から議案第56号までの提案理由の説明

○議長(伊藤哲雄君) 議案第42号から議案第56号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第42号 双葉町診療所設置条例の制定についてであります。現在、長塚字町西地内に建設中の双葉町診療所の設置及び管理に関して、使用料など必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第43号 双葉町役場庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。双葉町いわき事務所から現在双葉町に建設中の双葉町役場仮設庁舎への移転を踏まえて、役場の所在地の改正や公告を公布する掲示場の改正、双葉町いわき事務所から双葉町いわき支所への所定の改正、双葉町会計年度任用職員の手当の一部を改正するものです。

議案第44号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の一部改正についてであります。町内の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、町内転入者等のうち、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について」に規定する国民健康保険税及び介護保険料の財政支援の対象外となる方について減免対象外とする旨の改正をするものです。

議案第45号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法等改正に伴う所要の改正を行い、併せて令和4年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴う医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正するものです。

議案第46号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更についてであります。これは令和2年9月16日、双葉町議会定例会において契約締結の議決をいただき、令和3年7月16日、双葉町議会臨時会において契約の一部変更の議決をいただきました。水処理センター建設工事業務委託契約の内容に変更が生じたため、契約金額を8億3,729万5,000円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第47号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の一部変更についてであります。これは令和3年9月15日、双葉町議会定例会において議決をいただきました。前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約で、工事内容に変更が生じたため、契約金額を1億2,045万7,700円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第48号 双葉町仮設庁舎建設工事請負契約の一部変更についてであります。これは令和3年10月28日、双葉町議会臨時会において議決いただきました。双葉町仮設庁舎建設工事請負契約の内容に変更が生じたため、契約金額を13億6,710万2,000円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第49号 下水道維持補修工事（長塚工区）請負契約の締結についてであります。維持修繕が必要な下水管渠、マンホール等の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第50号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の締結についてであります。JR常磐線を横断する下水道推進管の維持修繕のための工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第51号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した町道越田1号線及び同2号線の道路災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第52号 土地の取得についてであります。双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第53号 土地の取得についてであります。双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第54号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ8億1,490万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は219億4,616万4,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費・事務費補助金や子育て世帯生活支援特別給付金事業費・事務費補助金の増などにより、2億1,581万9,000円を追加いたしました。

繰入金は、公共用施設維持運営基金繰入金や電源立地地域対策交付金施設整備基金繰入金の増などにより、5億9,906万2,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

民生費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費や子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増などにより、1億6,085万9,000円を追加いたしました。

土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより、7,669万1,000円を減額いたしました。

消防費は、消防団屯所新築工事の増などにより、4億900万円を追加いたしました。

教育費は、有形文化財登録事業補助金の増により、5,384万5,000円を追加いたしました。

諸支出金は、電源立地地域対策交付金施設整備基金積立金の増などにより、2億6,802万8,000円を追加いたしました。

議案第55号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ8,170万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、10億3,105万3,000円となります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の8,170万5,000円を減額いたしました。

歳出につきましては、下水道建設費の水処理センター建設工事委託料8,170万5,000円を減額いたしました。

議案第56号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、10億5,715万2,000円となります。

歳入につきましては、繰入金に事務費等繰入金6万3,000円を追加いたしました。

歳出につきましては、総務費に賦課徴収費6万3,000円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時27分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月15日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

6番 岩 本 久 人 君

1番 山 根 辰 洋 君

2番 小 川 貴 永 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の許可をいただいたので、一般質問を通告に従い行いたいと思います。

まず、1番、補償・賠償について。補償・賠償については、東京電力ホールディングス株式会社に対して要求書を提出しましたが、それに対する回答などがあつたらお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償・賠償について。東京電力ホールディングス株式会社に対し要求書を提出し、町への回答についてのおたただしですが、東京電力ホールディングス株式会社に対しまして、最高裁判所が東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償請求での集団訴訟において、東京電力の上告を受理しないことを決定した。このことを受けて、本年3月25日に、町、議会の連名で「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う町民への原子力損害賠償を求める要求書」を東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社、高原代表に手渡しました。この要求書により、2つの事項について、1つ目に、東京電力は、最高裁判所の決定を真摯に受け止め、原告側への謝罪と各高裁確定判決に基づく損害賠償を支払うとともに、二審の高等裁判所の判決内容にもあるように、中間指針に基づき支払われている賠償額を超えるふるさと喪失損害などに対する賠償額について、確定判決と同等の額で、町内に居住していた全ての町民への支払いを速やかに行うこと。2つ目に、東京電力は、支払いに向けた損害賠償スキームを早急に構築し、請求受付体制を整え、町民へ周知、案内を行った後、追加の損害賠償

請求の受付を速やかに開始することを東京電力に要求しました。その際に、高原代表からは、原告に対しての確定した判決の賠償については早急に対応すること、そして原告以外の住民に対しては、賠償は国の原子力損害賠償紛争審査会が議論するものと承知しているとの考えが示されました。

おただしのこの要求書に対する回答は、いまだ東京電力からはありませんが、要求した内容が実現されるよう、引き続き求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 結局はこうやって逃げているというよりも、町長、これ高原代表ではなくて、東京電力最高責任者の方にできればわざわざ来てもらって話し合いをするべきではないかと私は思います。

あと、できれば、簡単に言うと原賠審の方と東京電力と国との協議も必要ではないのかなと思うのです。ずるずる要望書なりなんなり出していったとしても、結局東京電力さんやる気はないと思うのです。国のあれだと言いますけれども、原子力損害賠償紛争審査会というのに法律としての縛りってあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのです。

それで、私たちが賠償に代わるものに対してというのは、やっぱり憲法で本当はやってもらうのが当たり前なのですけれども、今法律でもない中間指針を、裁判の結果が出たにもかかわらず、そういうふうな速やかな動きがないというのでは、これは国の責任もかなりあると思うのです。国、東京電力、賠償に関しては原賠審の方々来ていただいて、できれば町と議会も入って協議が私は必要なのではないのかなと思います。そこら辺どういうふう考えているのかお伺いします。

あと、もう一つ、逆に言えば東京電力さんがそういうふうであれば、町として何か、東京電力さんに何もなしなのかな。何かの警告なりなんとかというのが必要になってきている段階になっていると思うのですけれども、そこら辺もお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今回の要求書に関しまして、東京電力のほうから回答がなかったという答弁をさせていただきました。復興本社の代表だけではなくて、東京電力の本社の執行取締役、小早川社長に要求したらどうだというふうなおただしもあったと思います。その件につきましては、当然機会をつくって要求をしていきたいと考えております。

また、今回の原賠審に対する要求ですが、こちらも双葉地方町村会、さらには双葉地方原子力所在町協議会で中央要望を行った折に、自由民主党東日本大震災復興加速化本部に要望させていただきました。当然与党、自由民主党がいろいろ政策立案に関して関与しているわけですから、原賠審の中間指針の見直しに関しては与党のほうから強く働きかけをしていただきたいということで、町村会、原子力所在町協議会で強く要求をさせていただきました。そんな中で、自由民主党の加速化本部の役員の方からは、原賠審の見直しに対する考え、そういったものを政府として取り組んでいかななくてはな

らないというふうな考えが示されました。そういったことで、指針の見直しが行われるというふうな今後の動きになるのではないかというふうに期待しております。

原賠償の指針が法的な拘束力はあるかというふうなこともおたただしいだいたと思いますけれども、それにつきましては、法律ではありませんけれども、国のスキームとしてそういった取組をされている。実際に我々が、被災をされている住民の皆さんが、賠償の額の決定に関しても大きく原賠償が関与しているというのは、これは紛れもない事実だと思っています。そういったことで、指針の見直しが今後、被災者の皆さんに対する賠償の考え方というのは大きく変わる可能性があるということで、まず、国の判断もそうですが、原賠償の中間指針の見直しというのは大きなことだと思っております。そういったことで、原賠償の今後の対応について我々は注目しているところです。

そういったことで、今町としてはいろいろな取組はしていかななくてはならないというふうに考えておりますし、また東京電力がこの要求書に対して回答していないことに対して東京電力に何か町としての取組をする考えはないのかということですが、これは何度でも強く東京電力に申入れをして、回答も含めて今後の展開に対するさらなる高裁で確定した判決を水平展開してもらい、そういうふうな取組を今後とも町としてはやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 高齢者の方から連絡が来るのですけれども、いつまでもこんな足踏み状態であれば、双葉に帰還とかそういうのも選択が絞られるというのと、あと私たち死んでからではどうしようもないのだよという話はよくされます。その中で、例えばの話なのですけれども、まず東京電力さん、いろんな集まりに高原代表がいらっしゃいますけれども、何も答えないで帰っていくのです。都合いいことばかり言って、結局は文章で頼めば文章にも答えがない。誠意がないというようなものがかなりもう見えてきています。社長の名前でも呼んでも復興代表が来る。もう完全に誠意も何もない。別の団体からもいろんな面で要望書を出しても、まずやる気がない。もう逃げているように、来るのは来るのです。答えがないのです。逆に言うと、時間の無駄なのかなと思ってしまうのです。確かに原子力発電所の廃炉というのは、日本の国どころか世界でちゃんときちっとやらなくてはならないところなのですけれども、そこのかさにかぶって、協力はさせるけれども、協力はしない。やることはやらないというような方向性に見えるのです。取りあえず町としてもいつまでに結果出すのかとかということをやらないと、もうこれが決まるのが1年後だよ、2年後だよというのと、とてもではないけれども、なかなか大変な方々もいらっしゃると私は思っています。原賠償の方々も、今までそれだけのことを決めてきて、こういうふうになってすぐ対応しなかったら責任がないのかなと。法律上では何ともできないから原賠償をつくって一生懸命やっているのに、その方々がスピーディーに動かないと、結局議会であれ町であれ、おまえらがやっていないのだという評価を私たちが受けるようになると思うのです。そこら辺も町長、逆に言えば9月にも同じ質問をしたいと思っておりますので、町として、さっき言ったように、国とか原賠償の方々とか東京電力と住民オープンで何かそういうことをやって、

きちっとその場でも答えがもらえるように、それだけの時間はあると思うのです。今年の9月であれば。そういうことができるような方向性に取り組んでいただきたいなと思います。ある程度、もう11年もたっていて、働けない、何しない、具合が悪い方々とかいろいろいらっしゃいますので、そこら辺の動きをもうちょっと、町がスピーディーではないです。本当は国とか東京電力、原賠審の方々の動き方をスピーディーにやらせるための何かお考えとかそういうのがあればちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

東京電力のいろいろな取組、要求書に対しての回答についても納得するような回答が出てきたことはないというふうなことを言われたと思います。その件については、我々もしっかりとさらなる納得できるような、住民の皆さんにしっかりお示しできるような要求というのが結果として残していかなくてはならないというふうに考えております。ただ、一方では、先ほどの一般質問の答弁で答えております2つの要求、いわゆる高等裁判所で判決が確定して不受理と。いわゆるふるさと喪失損害に対する賠償の増額の部分の判決。さらには、被災者に、被害者に償い、いわゆる謝罪をする、そういったことにつきましては、双葉町にあります東京電力福島復興本社で高原代表が小早川代表の謝罪文を代読して、原告団の皆さんに謝罪をしたという事実もあります。そういった部分では、少しずつ動きが出てきているのかなというふうに感じておりますし、結果を出すために町としてというおたただしでしたが、確かに町としても当然やらなくてはならないと思っておりますが、双葉町単独でやっても効果というのはあまり期待できない状況になっているのではないかなというふうに感じております。ですので、先ほど申し上げましたように、双葉地方町村会、原子力所在町協議会、さらには県にも一生懸命動いてもらって、今その要求をしているところでありまして、そういったものに関して、まだはっきりと公表はされておられませんけれども、原賠審も恐らく中間指針の見直しに対して取り組むというふうな動きも出ているように我々は伺っておりますので、そういう結果を見据えて納得いくような結果でなければ、当然町としてさらなる納得できるような結果になるように取り組んでいくという考えは変わりありません。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、2番の双葉町への帰還について。

双葉町への帰還について、住民説明会が開催されましたが、その中で町民からの質問にあるように、最近公開された原子力発電所内の映像を見ると、コンクリートが溶け、鉄筋などがむき出しになっている状況で、福島第一原子力発電所の状況に不安を覚えます。近年、地震も多発しており、当発電所の状況は双葉町民の帰還に影響がないのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時31分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町への帰還について。東京電力福島第一原子力発電所の状況から双葉町民の帰還に影響がないかについてのおたただしですが、5月12日から6月4日にかけて開催してまいりました特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会の中でも、議員のご質問のように、不安を抱えているご質問をいただきました。ご不安の原因となっている状況ですが、議員ご指摘のとおり、東京電力が先月5月に福島第一原子力発電所1号機の原子炉格納容器の内部調査により、圧力容器を支えるコンクリート構造物内の鉄筋が露出しているということを確認したことによるものです。国等によれば、現在、東京電力福島第一原子力発電所は、既に冷温停止状態を維持しており、再び事故が発生する可能性は限りなく低くなっていると聞いております。その上で、今後発生し得る大規模な自然災害に備え、地震に関しては、東日本大震災級の地震が起こったとしても、重要な建物は倒壊しないことを国で確認しています。今回判明した1号機の圧力容器及び格納容器の耐震性については、事故後に評価を行っており、コンクリート構造物の一部が欠損していたとしても問題がない旨の確認がされたと国際廃炉研究開発機構から平成29年7月に公表されております。これに加え、今回の調査の結果を踏まえ、今後さらに詳細なデータを取得し、改めて評価を行うと聞いております。

こうしたことから、現時点では安全面における技術的な評価では町民の帰還に影響はないという認識でおりますが、東電や国は、まずは今回判明した1号機の状況把握に努め、その調査結果を町民の不安払拭のために説明する必要があると考えております。町としましては、引き続き東京電力や国には着実かつ安全な福島第一原子力発電所の廃炉を進めるように求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） とはいえ、町長、これ帰還はもう決まっていることなので、僕は仕方ないと思います。町民から言うと、双葉町議会、双葉町で行政が決めていると思っていると思うのですけれども、国、県が安全ですよという発信をしているということと僕は認識しております。帰還したときに万が一の事故、そういうときの責任の所在をちゃんとしたほうがいいのかなと思うのです。今のままであれば双葉町。この評価とかそういうものを行っているのは完全に国ではないですか。国の機関であって、県であって。普通に考えれば、鉄筋がむき出しのままになって、普通に水の中、塩分があるのかないのかは分からないのですけれども、その状況において土台は大丈夫ですよといったときに、限りなくそれでも事故の確率が低いですよといったときに、素人の私でも本当なのかなと信じられるかどうかという部分が出てきます。取りあえずは帰還して、万が一そういう事故があった場合の責任の所在、どこまでやってくれるのかということのもやっぱり解除して、復興再生拠点内5キロ圏内なので、

そこら辺も僕は協議の一角に入れるべきだと思っています。そこら辺を町長ご答弁していただきたいのと、万が一、限りなく低いと言いますけれども、原子力事故は、安全神話というのは絶対起きないと言っていて起きたものですよ。そのレベルから言うと、事故は限りなく低いというと、それよりは危険だよとなってくると思うのです。これ町で言っているから双葉町で行政として責任取れる問題でもないで、万が一あったときの責任の所在、誰が取るのかという問題は非常に重大な問題なのです。さっき質問した答えを下さいというのと変わらないのですけれども、その明確な協定書とかなんとかというのを多分つくっていただいたほうがいいのかなと。避難ルート、あと避難先、戻り方の補償はしないと、また万が一起きたときに11年前と同じような状況が生まれてしまうのかなと思います。職員の方々も昼間とかなんとかとなれば、その時期にあれば、全国に散らばってしまった町民の面倒をある程度見る大事な職員さんたちを犠牲にするわけにはいかないので、ぜひともそこら辺も協定なりなんとかというのを結んでほしいなど。責任の所在も含めて、そこら辺ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、原子力発電所の事故の議員の再質問の中でのおたただしは、限りなく事故は起きないだろうというふうな国の判断、それについて我々は、安全神話があったのですけれども、残念ながら今回の事故があったということで、まず絶対はないと、そういうふうな考え方からのおたただしだと思います。まさにその件に関しましては、こういうふうなことを我々体験しているわけですから絶対はないというのは十分私たちも自覚をして、住民の皆さんに安心していただけるような対応というのはやっていかななくてはならないというふうに考えておりますし、責任の所在、これに関してはやはり東京電力と国ということになるのではないかというふうに考えております。一方では、事故の原因者である東京電力がしっかりと安全管理をするということが確たるものだと思っておりますし、さらには国のエネルギー政策を進めてきた国として、その対応というのは国が責任を持つべきだというふうに考えております。

今回の事故を経験して、もし万が一の場合があったときのおただしということだと思いますが、再度そういうふうな事故があったときにどうするかというふうなことだと思いますので、その避難ルート、さらには対応につきましては住民生活課長のほうに説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 今ほど町長のほうからご答弁いただいた内容のご説明をさせていただきます。

万が一、当町のほうで原発事故が新たに起きた場合につきましては、今現在、町のほうで地域防災計画を策定しておりますが、まだ避難中ということもありまして、まだ不十分な状況です。また、原発事故に伴いまして、広域避難計画というのが国のほうで定めるように義務づけられておりますので、今後それにつきましても改めて見直しをして策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 協定書なりをちゃんとつくって、責任の所在をはっきりしてほしいという部分も、今お答えもらえなかったので、東京電力、国、県、今回関わった復興再生拠点へ戻る方々に最低限だろうと思っています。取りあえず避難道路も、実際にはできていないですよね。僕は、中間貯蔵の道路拡張何でというのは、将来的に戻るときの、中間貯蔵で使っても、その後に避難道路で使えるのかなというのもあって、ずっと道路整備と言っていたのですけれども、中間貯蔵自体が試験搬入で終わりそうで、道路がまだ終わっていないので、そこら辺が国もちょっと無責任なのかなという部分はあるので、ぜひとも協定書をつくっていただきたい。それで、できれば、我々の一地域といいますけれども、双葉町は双葉町独自でこういうふうにしますよというようなものがないとちょっと心配かなと。そうすれば他町村も単独でみんなやっていくのかなと私は思います。取りあえず僕は双葉の議員なので、双葉町の町民とかそういうものを守るためにはそれが必要なかなと思っています。

あと、これ泊原発さんですけれども、場所はあれですけれども、今の現時点でホテルとかがそういう協定も結んでいますよね。泊村、そこら辺はあれではないですけれども、避難ルートと、万が一原子力事故があったとき、札幌だったと思うのですけれども、札幌のホテルとの協定がありまして、避難先に入れられるような感じのものもできているところもあると思うのです。我々のところは事故が起きてしまって避難は終わったような感じではありますが、事故が起きていないところの協定とかそういうのもやっぱりこれから、もう押し迫ってきているので、実際には、後づけになるかもしれないですけれども、そこら辺もやっぱりきちっとやるべきかなと。距離を取って、避難ルートを確保して。例えば、24時間というわけにはいかないかもしれないですけれども、町のバスがあるではないですか。そういうものを避難に使えるように、いつでも出られるような状況をつくるとか、今やっていない部分をできるような状況で、それに備えながら準備していくというのも大事なかなと私は思っています。原子力事故の前は、ヘリコプターとかいろんなのが来て訓練をしましたよね。それに役に立ったかというのと全然そんな、あの被災の時にはヘリコプターも何も来ていないのでそういうのはできないというのと、あと道路事情が悪くて当町にはバスが来なかったと。国が用意してくれたバスが道路の陥没とかそういういろんな問題で、避難するときのバスが双葉町に入れないという事情がありました。そういうのも経験しているので、避難ルート等も、全然信用していないというわけではないのですけれども、専門家の方々が、事故起きないよ、起きないよと言って、原子力保安院なんていうのもあったのですけれども、名前を変えてやっているではないですか、責任取らないで。僕たちは命の問題になるので、命とか子供たちの将来とかいろんな問題が出てくるので、当町の子供たちが避難先でいじめられているのかなんとかというのを、これ以上また同じようなことをしたくないということで、やっぱり受入先とかそういうものは、ぜひ今からでもいろんなところで協議してやっていただきたいなと。そういうものを例えば国が用意していただいてもいいし、そういうのも交渉の一つ。あと、そ

れを例えば集約して、書面で残していただくのも一つかな。万が一、また避難されたときの要綱というのはつくって、東京電力と国、県も協議に入ってもらってやる協定書みたいなのは僕は必要なのかなと思うので、そこら辺町長どういうふう考えているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員からおただしありました協定書の部分、これは当然今後検討していかなくてはならないと思っています。今回の事故後のさらなる事故があってはなりませんけれども、もしあったときの安全対策に対するやり方について今後しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

あと、避難したときの避難場所、泊原発の話が出ました。避難先でホテルとの協定締結ということで、これは当然やっていかなくてはならないと思いますが、一番はその時期の、もし万が一の話をするのちょっとおかしなものですけれども、時期によって風向きというのは違うだろうと。そういったものを見据えて、1年のうちにどの時期であっても避難するときの対応ができるような検討というのは今後していかなくてはならないと思いますし、最近議論されておりませんが、スピーディーの利活用、これをしっかりとできるような体制づくりというのを今後やっていきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の除染について。特定復興再生拠点区域内において除染が終わっていない場所があるようですが、当区域内の除染はいつ終わるのか。

また、住民説明会において、双葉町全域除染について質問があったようですが、拠点区域外の除染計画についてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町の除染について。特定復興再生拠点区域内の除染の終了と拠点区域外の除染計画についてのおただしですが、特定復興再生拠点区域におきましては、平成29年9月に内閣総理大臣に認定されました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき除染が進められ、令和4年5月末時点で93%除染が完了しております。ただ、一部につきましては、相続等の関係や建物解体を迷われていたり地権者の皆さんの様々なご事情により除染の着手ができていない箇所があると環境省より報告を受けております。環境省へは引き続き除染を進捗するよう、丁寧に個別の事情を把握し、地権者の同意の下、速やかに除染を行うよう環境省に求めてまいります。

次に、双葉町全域除染におきましては、昨年8月に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にて、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組を進める方針が示されました。本方針により国は、本年夏頃をめどに帰還意向の確認を開始することであり、今後意向を確認の上、除染の手法、範囲について具体的に検討がなされる予定です。しかし、帰還意思のない住民の方々や行政区が管理されている土地などの取扱いについては課題として残っております。町としましては、閣議決定されてお

ります。「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の中で、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との国の決意のとおり、国には帰還困難区域全域を避難指示解除するために必要な除染、解体をこれまで求めており、その考えに変わりはありません。放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染特別地域における除染作業については、国で責任を持って実施することを認識しておりますので、再汚染をさせない措置等、具体的な除染方法については、今後国と協議を行い、引き続き強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは住民説明会でもいろいろ時間をかけてご説明したみたいなのですが、要は、白地地区という表現をしていいのかわからないですけれども、そこの方々が納得していらっやらないのが多いですよ。ご事情を聞くと、除染しない、何しないということによって、売れない、入れない。例えばこれがあと10年かけて、生きていられればいいですよ、当主の方が。その次の世代にわたったとき、その次の次の世代にわたったときに、実際に言うと、税金も何もかからないで、ただ名義だけあったかもしれないですけれども、それが除染したら返すよといったときに、当主がわからないようになってしまいますよね。何でここに税金かかるのだろうかというふうなことが起きることかなり悩んでいる方がいらっやいます。また、逆に言えば、自分は帰還したくてもできないですよとなったときに、予定が組めないの、国に買い取ってほしいとかそういうのがあるのですけれども、町長これ国だけの問題ではないと思うのです。国の法律で何だかんだとやっていますけれども、原因者が全然出てきていない。普通に考えれば電気料も上がる何するという部分で、ちゃんと利益を出している会社は利益の中で自分たちで買い取るなり除染するなり、きちっとしたことをやってもらわないと、地権者が犠牲になっている状況になっていると僕は思うのです。行政区で要望書を出してくれているところもあります。そういうところも今回の福島県の除染にはいろんな面で協力してくれた。自分たちの行政区、まとめて行政区の区長がちゃんとトンパクの置き場所等々もいろいろ協力したにもかかわらず、そういうところを見捨てていいのかわからないのが問題だと僕は思います。将来性が、例えば計画が出ればある程度できると思うのです。町に言ってもしょうがないですけれども、町でやっているわけではないですけれども、そういう町民の集約をして、東京電力と国と書面で何か約束をもらえないのかなというのが一つなのです。今、町が要望とかしているのはわかります。だけれども、形になっていないというのも事実です。だけれども、ほとんどの当主の方が70歳を超えている地権者が多いのかなというのは思うのですけれども、その次の世代に残したくないという気持ちは僕もわからないではないのです。では、帰還しませんよといったら、では除染しませんよ。人のものを汚して何してきれいに返すというのは、これ一般常識だと思うのですけれども、一般常識が日本で通じないというのは民主主義としてちょっとおかしいかな。国が入ってそういうものがあり得るとしたら、普通に人の車ぶつけてしまいました、はい、どうぞと返しているのは、世の中と

してあり得ることなのかな。例えばの話です。自分たちで汚染させた土壌でも何でもないということが前提に全然なくなってきたのです。長い11年間で臭いものには蓋を閉めろみたいな方向にいつているのかな。とんでもないですよ。人の土地、屋敷汚染させた、何したというのでそのままほうっておくというのは、どういう見なのですかと言われるのが普通だと思うのですが、そこら辺もうちょっと強く国、東京電力とやってほしいなというのはあります。

あと、もう一件です。それはそれで。あと、復興再生拠点内に、当町の土地で除染していないところがあるのです。やっぱり求めるだけではなくて、これはもういろいろ忙しいのも分かりますけれども、そういうものを国から来ている職員とかそういうものに全部、当町の人間が行けば、話するのは本当にいいことだと思うのです。今手が回らないという時点も分かっています。そういうのは環境省に逆に任せるところは任せて、当町の所有地であろうが何だろうがそういうのもどんどん進めてもらわないと、今帰る人たちもそういうことがあると不安になってくるわけです。建物を建てたいとか何とかというときに、ではそういうことだったら考えますよというのは出てきてしまうので、そこら辺もうちょっと検討していただきたいと思います。取りあえず白地地区という面もありますけれども、ここも本当に早急に、いつから始まる、何をするとというのは、帰還しても再汚染させないと町長さっきご答弁いただきましたよね。山から上には水は上がっていかないです。これ言っているのか悪いのか、当町のことでないですけども、ある場所でため池を除染しました。除染して、数年たたないうちに、また汚染してしまう。何回も繰り返しているところがあります。やっぱり雨降ったりなんかすれば、そういうものが下りてくればやっぱりそこにたまるというのがあれなので、当町にも前田川がありますので、あそこから流れてくれば、当町の中を流れている川はいっぱいありますので、その中で白地地区の除染は計画的にやっていって、町民のご理解を得るべきだと思うのです。例えば東京電力で買取りますよという方向に持っていったとしても、そこは除染しないと、今後、当町のせつかく除染した地域をまた再汚染のおそれがあるので、そこら辺の協議も速やかにしてもらわないと、復興再生拠点内の方だけではないと思うので、そこら辺をどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まず、町としての考え方としまして、議員から白地地区、帰還困難区域のことを指す独特の名称というか、そういうふうな使い方されておりますが、帰還困難区域に関しましては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、時間はかかっても全て避難指示解除という方針は国でも示しておりますし、町としてもその考えであります。今回の2020年代の帰還を希望する人たちに対しての取組、これ当然でありますし、それ以外のまだ判断できない方、さらには帰還しないというふうな意思を示された方、そういった人たちの部分が今度は問題になってくるというご指摘だと思います。そういったものに関しましては、今国と協議している中で、その町、その村によって、いわゆる町の地形というのは違います。そういった部分で、まず帰還意向のある方の土地を地図に落として、最大

限生活環境に問題ないような除染の仕方ということを国のほうでは話をしておりますので、当然帰還意向を示した方の家屋敷、その近隣の土地だけの除染で果たして戻って生活できるかというのは必ず問題になってきます。そういった部分でしっかりと生活できる環境を除染するというのは、これは国に求めていく考えでありますし、国には強くその町の意向というのは伝えてあります。そういったことで、まず白地地区を少しでも住民の皆さんが戻れる環境にすると。双葉町の場合は、実は宅地、農地、残りの白地地区の山を除いた部分ですけれども、面積は詳しくは、端数までは分かりませんが、大体600ヘクタールぐらいなのです。そういったことを考えると、これはかなり除染をできるエリアというのは絞られてくるだろうと。そうすると、かなりの部分白地地区、いわゆる帰還困難区域をなくしていけるというふうな取組はできるのではないかと。あとは、町有地の話も出ました。これに関しましては、たしか双葉町の第1回目の住民説明会の産業交流センターで行った中のご指摘がありました。その敷地を調べてみましたらば、その多くに廃材等が残置されており、除染の前に撤去作業が必要であると。現在、除染に向けて環境省との協議を行っており、速やかに進むように取り組んでいきたいというふうな考えであります。さらには、そのほか調べましたらば約6か所あります。これについても、ほぼほぼ除染の予定を組んでおりますので、なるべく早い除染、解体を進めていきたいと思っております。

一番心配なのは、山のほうの除染も、際除染という言い方しておりますけれども、20メートルでという、恐らく意味はそういう意味なのかなと。あと、将来的に高いところから低いところに落ちてくるといことが大体想像できる。そういったものに関しての対応をご指摘されたのだと思いますが、そういったものに関して、もっともっといい除染の方法というのは今後取り組んでいかななくてはなりませんし、国には最大限、住民が戻って生活する近くで山林がある場合にはホットスポットのないように、これは何度でもフォローアップ除染も含めてやるように要望しております。そういったことで取り組んでいくということと、最終的には町としてやはり住民の皆さんが戻っていただけるようにするには議会の了解を得なくてはなりませんけれども、町独自の取組というのも今後検討すべき時期に来ているのかなというふうな考えております。それは将来的に議会の皆さんと相談して、方向性も含めて検討していかなくてはならない案件になるのかなというふうな考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 全体的には全部が全部の考えではないと思うのですが、さっき言った世代交代したときの対応ということで、買取りとかそういうものも、東京電力とそういうのを交渉すべきではないでしょうか。今町長答弁していただいた国からの対応なのですけれども、原因者はあくまでも東京電力ではないですか。請求するとはいえ、除染は請求するよ、国は東京電力に請求するよと言っていますけれども、それが果たして本当なのかどうなのか分からないのと、本当の責任があるところに、できる力があるのにもかかわらず、国の税金を使ってやるというのはどういうことなの

かなというのは僕は国民としては思っています。その中で、もっともっと東京電力も表に出てきて、2020年代、世代交代の問題が出てくるので、家族会議、そういう何とかの選択肢ってありますよね。そういうものを出してもらおう。例えば町で買い取ってもいいわけではないですか。危ない地域というか、時間かかる地域。実際名義は僕のものでも、例えば私のもので帰還困難区域にあったとしても、自分の土地に自分で許可なしに入れられないなんていうのがこの日本であり得ているというのは、昔あった成田のぼつんと中に入った自分のうちに入れられないというのは、あの時代には通用したかもしれないけれども、今の時代には通用しないです。強制執行もみんなあり、責任逃れにしか僕には見えません。だから、選択肢をもうちょっと増やしましょうよ、町長。その交渉をお願いしたいということで僕言っているのです。それで、2020年代って、今2022年ではないですか。2030年までにそれが完了したとしても、やっぱりさっき言ったように、70代以降の人の土地が多いとか、まだその中には本当に相続もしていない、亡くなった人もいる、いろんな問題があるので、これが11年たった、あと10年だよ、8年だよ。それで終わらなくて30年だよ、40年だよといったら、孫とかひ孫の時代までになってしまうたら、なかなかこれ最後は決着しないような方向なのかなと思うので、そういう選択、例えば売却、ずっと持つ方は、いついつまでに終わるよというような、今すぐにできないと思います。今まで国に、のりくり東京電力にやられていると思うので、ここ一、二年でそういうものを出さないと、町民の方々も不安で不安でなかなか大変みたいなので、選択肢を、例えば本当に買取りを含めた中でつくっていただくような交渉をしていただきたいなと思いますので、最後答えてもらって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

帰還困難区域の土地等を買ってほしいというふうな住民の皆さんの要望、そこに関しましては、今私一存で判断できるようなものはございませんので、いろいろ検討させていただきたいと思います。

あと、最初の質問の中で、戻りたいけれども、高齢者のためになかなかその判断がつかないという方がおられる、それは十分承知しております。そういった方たちが何に悩んでいるのか、どういうふうな部分で苦しいのかというのも私なりに考えますと、自分の家が震災から11年、12年目になって、どんどん荒廃していく。野生動物が入って家が荒らされる。周りがどんどん人間が住んでいた状況ではなく、いわゆる森林化してしまうような環境になっていると。そういったところに手続を取って自宅に戻られたときに、どういう思いになるのだろうかということを考えますと、やはり自分の家がどんどん、どんどん朽ちていく姿を見て喜ぶ方は一人もいないと思います。そういったものを考えたときに、除染も当然ですけれども、戻る判断がつかない方、戻らないというふうに決めている方も含めて解体についてもやはり幅広にやってもらわなくてはならないだろうということで、先日、自由民主党東日本加速化本部の幹部の額賀本部長、谷事務局長、橘事務局長代理のお三方が町内視察、帰還困難区域のあるお宅に入ってくださいました。そういった部分で、こういう状況になっているのですよと。

これ住民の人たちの思いって先生方分かりますかと。自分の家が朽ちていく、荒廃していく姿を見て喜ぶ人は一人もいないですよ。震災から11年、12年目に入って、手つかずの状況というのはあり得ないでしょうと。ですので、帰還困難区域の除染の取組だけではなくて、そこに該当しない人たちの家屋の解体というのもこれは特例で認めるべきではないかと、そういったものもセットで考えていただきたいという話をさせていただきました。そういったことに関して、その場で明確な答えはあったわけではありませんけれども、相当加速化本部の幹部の先生方も、自分たちも想像していなかった荒廃の状況というのを目の当たりにしたときに、我々の訴えていることというのはある程度理解していただいたのではないかなというふうな感じはしました。そういったことを踏まえて、今後とも国、さらには関係省庁にしっかりと双葉町の置かれている現状を訴えながら取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。いろいろな考え、一人一人の住民の皆さんの多岐にわたる要望というのがあると承知しておりますが、できることはしっかりと取り組んでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位2番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） おはようございます。6番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました通告書に基づいて、大きく2つほど質問をさせていただきます。

それでは、1番目、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について。政府は、令和3年8月31日に、特定復興再生拠点区域から外れた帰還困難区域を、2020年代にかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めるという基本方針を決定しました。しかしながら、町民の方々からは様々な懸念から、不信、不安の声が上がっております。本年3月に双葉町帰還困難区域関係区長の会からの要望書と5月12日から11回にわたる住民説明会での意見を踏まえて、特定復興再生拠点区域外の除染、家屋解体等の今後の町の方針について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について。特定復興再生拠点区域外の除染、家屋解体

等の今後の町の方針についてのおたただしですが、特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除につきましては、昨年8月に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にてその方針が決定されました。その内容は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進めるというもので、御承知のとおりです。昨年8月には石熊行政区から要望書の提出をいただき、本年3月2日には帰還困難区域を抱える9行政区から合同で要望書の提出をいただきました。共通した要望事項は、帰還困難区域の全域除染と家屋の解体を早期に進めること、そして9行政区からの合同要望では、区長会と国、関係機関との懇談会の早期開催について要望がありました。この9行政区からの要望を受けて、3月から4月にかけて関係する12行政区と国との意見交換会の場を町で設けさせていただいたところです。そして、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱いにつきましては、5月12日から今月6月4日まで開催してまいりました住民説明会でも町民の皆さんから、特定復興再生拠点区域外の除染の範囲や家屋の解体、バリケードの撤去、営農再開も含めた土地利用などについて、国への不信や今後の不安、さらには怒りの声もいただいたところです。

議員おただしの今後の町の方針ですが、引き続き閣議決定されております「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との国の決意のとおり、国には帰還困難区域全域を避難指示解除するために必要な除染、解体を求めてまいります。

一方で、国では、今回の政府方針に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進めるとし、町としましては一定の前進であると受け止めておりますが、国では本年夏頃をめどに帰還意向の確認を開始するとしているものの、町民の皆さんからのご指摘のとおり、具体的な見通しが示されておりません。その具体的な取組内容を示せるようにするためにも、町としましては、政府方針を踏まえつつ、希望する町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むことや、残された土地、家屋等の取扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対策の実施に取り組むことを国へ求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 再質問させていただきます。

先ほどの同僚議員と重複するところがあるのですが、ただいま町長からの答弁にもありましたけれども、改めてですけれども、繰り返しますが、平成28年8月31日の原子力災害本部で、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」という決意がございました。そして、改正福島特措法により特定復興再生拠点区域を認定して、国費で5年間で除染、家屋解体、インフラ整備に取り組んできたわけですが、拠

点区域外の整備に関しては、法律に入っているのでしょうか。入っていないのでしょうか。長い年月をかけても帰還困難区域全て解除するというわけですから、これも拠点内と同様、拠点区域外も法律に入っているというふうに私は認識しておりますけれども、確認という意味でお答えをお願いいたします。

そして、帰還困難区域全て解除することが基本方針だったわけですが、帰還希望者だけが部分的な除染、家屋解体になったのは、これはどうしてこういうふうになったのか。なぜ新しい方針になったのか、国から明確な説明を受けていればお答えいただきたいというふうに思います。

そして、住民説明会の中でも、放射線量の低いところから除染するというのが拠点内の進め方、面的な除染の進め方であったのかなというふうに思っているのですが、復興拠点同様に拠点外もしっかりと放射線量を計測して、放射線分布を詳細に把握して、線量の低いところから面的な除染をしたほうが私は効果的、効率的、そしてまた時間的にも短縮ができるのではないかなというふうに思っております。ぜひ、まだ国といろいろ相談、協議をするという中でありますから、しっかりと拠点区域外の計画を国と協議して直ちに除染に入りたいというふうに思っておりますけれども、この3点についてお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、拠点区域外の考え方、どんなに時間がかかろうとも、さらには2020年代をかけて戻っていただくというふうな考え方、これは法律ということではなくて閣議決定というふうに判断しております。

2020年代をかけて希望する住民の皆さんに帰っていただくという取組についての国からのという考え方ですが、国からの説明では、戻りたいという人たちをいち早く戻っていただくためにというふうな説明であったかと思っております。

あと、線量の問題、議員は線量の低いところから除染したほうが効果的だろうというふうな考えで、それも十分理解できますが、今回は帰還困難区域の除染、解体については、やはり戻りたいと希望する住民の皆さんを優先してやると。では、戻らない、まだ判断ができないという人をどうするのだと。そういった部分に関しては、先ほども答弁で答えさせていただきましたけれども、町の地形によっていろいろ変化は出てくるのだろうと。国の説明の仕方としては、やはりそういう希望のある方をその町、その村の地図に落とし込んで、どの辺まで除染するべきなのかという状況が変わってくるというふうな話しぶりでした。そういったことから、除染に関しての考え方というのは、その自治体によって多少の変化はあるのかなと、そういうふうな考えを国はしているのかなというふうに感じました。ただ、詳しい部分に関しましては、これからいろいろな住民の皆さんの意見、考え方を、5月12日から6月4日まで11回の県内外の住民説明会、国も町に同行して午前、午後と聞いておりますから、そういったものの対策は今後国としていろいろな考え方が示されてくるのかなというふうに感じております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 町長、閣議決定されたものということですがけれども、先ほど申しましたように、改正福島特措法で帰還困難区域といえども線量の低いところを復興再生拠点というふうに認定をして、5年間で整備をしてきたわけですね。ですから、当然国費でやっているわけですから、改正特措法で決めたことですから法制化しないといけないのではないかなというふうに思うのです。拠点区域は別な対応では、これは国費を使つての取組に値するのかなというふうに思っているのですけれども、そこがちょっと腑に落ちないところですがけれども、また町長そこはお聞きしたいところです。

いずれにしても、国の帰還意向確認が夏から始まるということですがけれども、帰還困難区域の区長の会で今年の1月、2月に回収率77%の高さで既に意向調査しているのですよね。町長は、帰還困難区域の区長からのやはり後押しも町としては必要なのだということで、帰還困難区域に位置する区長さんたちが立ち上がったわけですから、そして住民の意向を聞いて、40%以上の方が帰還の意向を示しているわけです。ですから、何のための区長さん方の意向調査だったのかなと改めて思うのですけれども、国は調査するまでもないと思うのです。こういった地域住民の帰還困難区域の方の意向を確認しているわけですから。国としては、何かやっぱり調査をして、しっかりとした証拠を残したいのかどうかということなのですからけれども、14億円もかけて今さら調査する必要もないのではないかなというふうに思います。14億円あるのだったら、直ちに除染に充てたほうがいいというふうに私は思っています。いずれにしても、国は具体的な除染手法範囲をまだしっかりと示していません。今年度中にでも復興拠点内の拡大という意味で、行政区内で拠点区域外と分断されている地域がありますよね。そういうところから先行して除染、家屋解体をすべきというふうに思っているのですけれども、その辺のところをお伺いします。

そして、前回も質問しておりますけれども、特通になっている280号線、35号線、長塚鴻草線など、井出長塚線も含めて幹線道路の除染、家屋解体を来年度、1年間空けることなく早速来年から、予算のほうもしっかりと要望し、予算確保していただいて取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その1点まずお伺いします。

もう一つは、住民説明会でもありましたけれども、拠点区域外の立入り規制緩和の件で、住民から自由に立ち入りしてほしいという意見がありました。先ほど同僚議員の質問にも町長答えておりましたけれども、復興加速化本部の方がいらっしゃったときに、住民説明会の中でも家屋解体ができるような、そういう制度設計のような話も出たというようなことを聞いておりますけれども、私は拠点外の家屋解体、事前解体申請をすることで、逆に立入り規制も緩和できるのではないかなというふうに思っているのですけれども、一つの提案としてお伺いしたいのですけれども、その3つについてお答えをお願いします。

◎発言の訂正

- 議長（伊藤哲雄君） ただいま岩本久人議員から発言の訂正をお願いしたいと思います。
- 6番（岩本久人君） ただいま私の発言の中で、特通の道路、「280号線」を「288号線」に訂正いたします。
- 議長（伊藤哲雄君） ただいま岩本久人君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

-
- 議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。
- 町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

1つは、国が意向調査する必要はないのではないかというふうな件であります。これ双葉町が独自に行政区長さん、帰還困難区域を抱える行政区長さんのほうに町として、まず皆さん方はどういうふうにしたらいいかという意向を把握していただきたいということで、町のほうでお願いしております。そういった部分で、区長さんのお骨折りによって、いろいろな考え方が示された。その後、国に関わる行政区との懇談会をしてほしいというふうな要望がありましたので、町がつなぎまして、たしか12の行政区ですけれども、その行政区長さんプラス役員の方も入っていたというふうに伺っておりますが、個別聞き取りを国のほうでしたと、そういうことであります。国としては、全体的な把握をしたいという意味でやっているのかなというふうに意向調査については考えております。ですので、重複しているというふうな形ではありません。そういったものから、国としては双葉町の帰還困難区域を抱える皆さんがどういう考えなのかというのをある程度把握をして進めたほうが今回の取組というのはよりスピーディーに取組ができるのではないかというふうに考えていると思います。

あと、特別通過交通の件ですけれども、議員お話しされたように、私自身もどうしてもやっぱり、道路を通れるのだけれども、バリケードがあって入れないと。何か不思議な感じで、何か我々だけ_____であるのではないかというふうな感じを受けるような感覚に陥ると、そういう気持ちを持っておりまして、町としては特別通過交通をできる限り緩和してほしいというふうな話をしております。先ほど議員からお話あった35号線、288号線、あとは新山鴻草線、鴻草洪川線でしたっけ、そういったような部分がやはり住民の皆さんが自由に立ち入れるような取組。ということは、イコール除染もセットでなければできないわけです。道路の除染とバリケードを解除する。ということは、そのエリアに関して、全てというわけにはいきなないと思いますけれども、かなりの部分除染をしなければ特通の部分解除するというのは難しいと思いますので、そういう話も国とはしております。それができるかどうかというのは今後の国との協議というはあると思いますけれども、そういうふうなことを将来的にやってもらわないと、住民の人たちが戻ってきて違和感を感じると。限られたエリアだけしか移動できないというのはちょっとおかしいでしょうと。なるべく幅広に多くのエリアが住民の皆さんが自由に立ち入れるような除染であったりインフラの整備というのは今後していかななくてはならないというふうに考えております。そんなような考えで町としては取り組んでいくというふうに思っ

おりますし、いろいろなご指摘も、今回の住民説明会では多岐にわたるご質問ありました。そういったものに関して、まずできることからしっかりと国と協議しながら取組させていただきたいと思えます。

(「家屋解体申請」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 先ほど菅野議員の一般質問の答弁でも話しておりますけれども、家屋解体申請につきましては、先ほど申し上げた内容とあまり変わらないのですけれども、やはり戻る戻らないだけではなくて、戻らないというふうな判断をした人たち、まだ判断がつかないという人たちも含めて家屋の解体というのは、これは避難指示解除だけではなくて、そういうふうな人たちの思いに応える取組の一つとしてやってもらえないかという話は国にはしてあります。それができるかできないかというのは今後の協議にもよると思えますけれども、これは震災から12年もたっている、こういう一番厳しい状況で、さらには町として大変な中で中間貯蔵施設も協力をしているところに、やはり少し光を当てるといことは国としてやるべき仕事ではないですかという話も含めてさせていただいておりますので、家屋解体というのは、これはできるならばそういうふうに取り組んでいきたいと思っています。

○議長(伊藤哲雄君) 6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) 質問は終わったので、質問ではないのですけれども、いずれにしても帰還意向確認の内容、どういう国の内容か分かりませんが、今の特通の除染を先行してやるにしても、あと立入りの規制緩和にしても、やっぱりもううちも解体したいのだと。先ほど町長も言ったように、もう朽ちていく姿を見たくないという住民の思いをしっかりと受けさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

(「休議」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 休議。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

◎発言の取消し

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 先ほどの岩本議員の質問の中で、特別通過交通の中で_____みたいな私の発言がありました。それを撤回させていただきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言の取消しの申出がありました。
お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、町長、伊澤史朗君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 2点目、質問いたします。

A L P S 処理水の海洋放出についてお伺いします。福島第一原子力発電所で発生する放射性物質トリチウムを含むA L P S 処理水の処理方法について、政府は令和3年4月13日に福島県沖での海洋放出を決定しました。双葉町議会では、令和2年9月16日に東京電力福島第一原子力発電所A L P S 処理水に関する意見書を国、関係機関に提出しました。しかし、風評被害を懸念する漁業者等の反対や、地元との合意形成不十分や国民の認知度の低さなど、理解醸成がまだまだ進んでおりません。当町は、福島第一原子力発電所の立地町として、今後どのように対応していくのか、ご見解をお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、A L P S 処理水の海洋放出について。A L P S 処理水の処分方法に対し、町の今後の対応についてのおただしですが、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水、いわゆるA L P S 処理水についてですが、昨年4月に国がA L P S 処理水の処分に係る基本方針を決定した際に、前提とした安全性の確保や徹底した風評対策に政府一丸となって、国民の皆さんの不安を払拭すべく、国では取り組んでいると聞いております。昨年12月にはA L P S 処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画が策定され、安全確保、理解醸成、風評対策などの取組を進めております。しかし、議員ご指摘のとおり、農林水産業者の皆さんや消費者の皆さんなどの理解醸成が進んでいないとのマスコミ報道がされております。国においては、情報発信の充実強化等に全力で取り組んでいただくことなど、町民をはじめ、国民の皆様に対し丁寧に説明するなどにより、責任を持って理解醸成に取り組んでいただきたいと考えております。

一方で、東京電力ホールディングス株式会社から、A L P S 処理水の取扱いに関する「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請に係る事前了解について」が昨年12月20日に提出されました。このことを受けまして、現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書に基づきまして、福島第一原子力発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するため、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会を本年5月末までに計4回開催しております。また、併せて、本事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、福島県原子力発電所安全確保技術検討会も5月末までに4回開催しているところです。事

前了解は、東京電力が新たに施設を増設する際に、敷地境界線量に問題がないかなどの周辺地域住民の安全確保について確認する手続です。県及び当町と大熊町は、廃炉安全監視協議会等で東京電力のALPS処理水の放出計画について安全確保の確認を行っているところです。町としましては、国及び東京電力に対して、福島第一原子力発電所の廃炉の安全かつ着実な実施が町民の皆さんの帰還の大前提であることから、引き続き安全確保の徹底を求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 再質問ですけれども、ALPS処理水に関しては、様々なトラブルが発生しています。昨年8月、多核種除去設備でALPS処理水を分離したときに生じる沈澱物、高線量の汚泥を容器に移し替える作業に警報が作動。調査したところ、容器内にたまったガスの排出時に放射性物質を取り除くためのフィルターが損傷していたトラブルがございます。25枚中、24枚が損傷していたということでもあります。しかも、2年前にも同じような損傷があったということです。ほかにも構内の中に中身不明のコンテナ4,000基の問題もありました。様々なトラブルも公表が遅れるということで、非常に地元住民、県内の皆さんが不安に思っています。こうした一つ一つの不祥事が不信感を持つようになってきていると思います。ALPS処理水の海洋放出に関しても、科学的な根拠はもちろんですけれども、何よりも東京電力との信頼確保というのが重要ではないかなというふうに思っております。我々は、復興のためには、廃炉を進めるためにはこれ以上、町長も言うように、先送りできないということでもありますから、地元としての役割、できることは何かなというふうに考える上で、信頼関係を構築していくというのが風評被害を起ささないためにも重要なことかなと。町としての取組ということで質問したのですけれども、やはり監視体制をしっかりとすべきではないかなというふうに思います。処理水海洋放出の透明性、安全性を確認する上でも、やっぱり我々地元での第三者で見る、確認する、そういう監視機関の設置をぜひ検討すべきではないかなと。様々な県の安全監視委員会、それぞれ検討会議というようなことも、先ほど答弁で会議も4回ほど繰り返してやっているということですが、実際その中で東電自体視察しているのか、どこで協議会を開催しているのか分かりませんが、地元の目で監視体制を強化する必要があるというふうに思うのですけれども、お伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

ALPS処理水の考え方につきましては、先ほど議員の質問の中でありました、令和2年、双葉町

議会としてその判断を早期にするようにというふうな申入れを行っているところであります。そういったことから、昨年、国がALPS処理水の海洋放出というふうな方針を公表されました。当然ながら、将来の廃炉に向けての取組、さらには原子力エネルギー政策、今後の恐らく議論が国ではなされると思いますが、まずはALPS処理水の安全性の担保、しっかりと放射線の核種を取り除いたというふうな科学的な根拠、さらには議員からご指摘あったようなALPS処理水の機能が正常に働いていなかったということが発表され、そういったようなトラブルが時々出ております。そういったことがないようにということで、町としては常に東京電力にはそういうふうな申入れをさせていただいております。皆さんの理解が得られない中で海洋放出というのは、これは今厳しい状況にあるのかなというふうに考えておりますが、そういったものに対してしっかりと住民理解、世論の理解、そして何よりもその場所に住んでいる大熊町、双葉町の住民の皆さんに迷惑のかからないような状況というのは大変大切なことだというふうに感じております。そういったことで、安全管理対策の徹底をさらに求めていくということと、そういったものに関して、国、福島県、立地町、そういったものの監視体制がどうであるかというふうなおただしもありましたので、その件につきましては住民生活課長のほうに説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 今ほどの岩本議員からの再質問についてご説明させていただきたいと思っております。

福島第一原子力発電所の監視体制ということでございますが、今現在、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、安全確保の協定に基づきまして、県、それから双葉町、大熊町、それから周辺町村のほうで安全確保のための安全監視協議会を設けております。そちらのほうで今現在、長い取組になりますが、廃炉の様々な東京電力の取組に対して、ほぼ毎日でございますが、東京電力からもご報告も受けていますし、私どものほうで視察を兼ねて現場を見させていただいております。そうした取組を兼ねて、今後ALPS処理水の絡みも出てくるかと思っておりますが、引き続き関係機関とともに監視を続けていく、廃炉が速やかに行われる、きちんと取組が進んでいるかどうかの確認含めてさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） これから事前了解願、県と大熊、双葉ということで、その了承、合意の決断もしなければならぬというふうに思います。なかなか理解醸成、合意形成が進まない中で、先ほど同僚議員からもありましたけれども、東京電力の対応がやっぱり誠意を感じられないという、そういう思いも県民の方、国民の方にはまだ根強くあるのかなと。社長がやはり自ら福島に足を運んで、社長の口から説明があることによって理解醸成というのは進んでいくのかなというふうに思っております。県としてもいろいろ安全監視協議会、検討会議で監視体制を強化していると言っているのだから

ば、そういう機関を私は大熊、双葉に持ってきていただきたい、そういうふうに思います。そこまで言うのであれば。やっぱり地元でできることって、地元は早く復興、廃炉を進めて、復興と廃炉を両立させていただかなければならないためにも、地元の住民の目線というのも非常に大事なのかなと。素人の目線かもしれませんが、これまでも震災前もそういうふうに安全確保に関しては地元のモニターさんのそういう協議会もありましたし、地元の目線というものはやはり強いなというふうに私は思っておりますので、ぜひともそういった協議会あるいは委員会というものも設置に対して前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後に、町長の答弁をお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

町としての考え方としては、先ほども答弁で申し上げておりますが、やはり双葉町民の人たちが避難指示解除して戻る状況に今後なるというふうに思っております。そういった人たちが不安になるということがあってはならない。安全で安心にしっかり廃炉の取組をするということが大前提であります。ですので、毎回毎回いろいろなトラブルを私なりに検証してみますと、技術的なものよりも人為的なものが多いのではないかと感じております。しっかりと作業する方たちが意識を持って取組をする、そういうことが一番の大前提なのかなというふうに感じております。いろいろな今後我々も判断していかなければならない状況になると思っておりますが、そういったことがしっかりと取組がされるかということが東京電力の信頼回復につながると思っておりますので、常に社長、復興本社、いろいろな方がトラブルが起きたときに謝罪をするという形になっておりますが、謝罪をしなくてもいいようなしっかりとした取組をやるということが必要だろうと。謝罪があつて、我々がその謝罪に対して何らか判断するということはありませんので、しっかりと取組をする、それに尽きると思います。そういったことを肝に銘じて取り組んでいただくということが大前提でありますので、それができないということであれば我々も判断ができないということですので、そういったような考えでおります。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位 3 番、議席番号 1 番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1 番、山根辰洋君。

（1 番 山根辰洋君登壇）

○1 番（山根辰洋君） 議席番号 1 番、通告順位 3 番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通

告に従い一般質問を行います。

1、公共空間の復旧・整備について。避難指示解除後の町内において、幅広い世代の町民が気軽に利用できる公園や来町者の利用も含めた公共トイレや休憩スペースの確保などが必要であると考えますが、施設の復旧、整備の予定も含め、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、公共空間の復旧・整備について。避難指示解除後の公共トイレ、休憩スペース等の施設の復旧、整備についてのおたただしですが、現状、町を訪れた方に対して町内案内や休憩スペースとして旧駅舎を活用しており、駅の外トイレを利用いただいております。また、コミュニティーセンター内の休憩室及びトイレも利用いただいております。加えて、中野地区においては、双葉町産業交流センター、隣接する東日本大震災・原子力災害伝承館の来場者も含め、多くの方々の交流の場となっております。町としても、関係人口、交流人口を増やしていくために、来町された方が休憩、交流をすることができる環境づくりは大切であると考えております。

具体的には、現在策定に向けて調整している双葉町復興まちづくり計画（第三次）において、公共施設の利活用として、コミュニティーセンターや図書館、町民グラウンド等を交流機能を持った形で活用することが可能かどうか検討していく方針であります。また、駅東に位置する旧三宮堂田中醫院の国登録有形文化財への登録を目指しており、同醫院の交流施設への改修も今後進めていく予定です。

町民の皆さんの絆の維持、関係、交流人口の創出は、双葉町の今後のために重要であり、双葉町復興まちづくり計画（第三次）にもしっかりと位置づけ、駅西エリア、駅東エリア、伝承館、祈念公園、産業交流センターなどの各エリアをつなぎ、回遊性を高められるよう、休憩、交流スペースなども含めて関係団体と連携しながら検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

町民グラウンドのお話なども出たかなと思うのですが、町内の公園であったりだとか町民グラウンド、また駅ホール、コミュニティーセンターなどは、バーベキューであったり運動会、盆踊り、どんと祭であったり演劇であったり様々な行事や営みがあったというふうに伺っています。そのような空間での交流であったり、人々とのつながりづくりというのは、場の持つ力というのはすごくあると思っていて、そういった場所での体験というのが町との関わりを思い出したり強く感じる瞬間をつくり出せるのではないかなというふうに思っています。もちろん住民意向調査の中でも町との関わりを維持したいという方の意向が大きいというのは御承知のところだと思いますし、こういった大きな箱の整備だけではなくて、このような体験が創出できるような既存のスペースをうまく活用して、そこにトイレだったり水道であったり、少し交流ができるような簡易的な建物であったりとか、本当にお金

をかけなくてもいろんな工夫で人々の交流を生み出すことができるのではないかなというふうに感じているところでした。そういった場のやはり必要性、今新しい施設の話は出てきたかなと思うのですが、今まで震災前に使われていたような場所をどう利活用していくかというところの必要性とお考え、改めてお伺いできればと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりだと思いますが、まず既存の建物、そういったものの今後の利活用、これは今検討している中でありまして、当然再利用できるものは利用していく。さらには、解体をしなくてはならないというのは解体をする。さらには、既存の建物、そういうふうな公共の箱物に関しましては、今後どういうふうに利活用するかというのは今検討を進めているところです。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再々質問させていただきます。

検討中ということで、ぜひ検討いただけたらと思うのですが、使うシーンをぜひ想像していただきながら検討いただけたらと思うのと、ぜひこのあたり住民の皆さんの声というのを密に拾っていただけたらというふうに思っています。そのあたり、お考えの聞き方とか、そういった利活用に際してどういうふうに住民を巻き込んでいくイメージがあるかというのをもう一度お伺いできればと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

住民の意見を聞きながらということだと思います。これは復興まちづくり計画も含めて住民の皆さんに入っていて、いろいろなご意見、考え方もお聞きして、方向性を進めているところでございます。そういった部分で、利活用に関しては町独自にというよりも、住民の皆さんのいろいろな考え方を聞きして、柔軟に対応していくというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

では、2番の質問に移りたいと思います。2、町内での住民交流や対話の場づくりについて。避難指示解除の準備が進む中で、町内での町民同士の交流活動がこれまで以上に行われる可能性が出てくると思います。また、そのような交流が町民同士のつながりや町への帰属意識を再構築し、まちづくりへの参加意欲を高めることにつながると考えられます。

そこで、町内において、町民同士が気軽に交流できるような取組の実施や、それらの取組を行う個人、団体への支援の必要性について町のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、町内での住民交流や対話の場づくりについて。町内において、住民同士が気軽に交流できるような取組の実施や支援の必要性についてのおたただしですが、東日本大震災とそれに伴う原子力災害により、11年以上にわたり全国各地で避難生活を余儀なくされている町民の皆さんの絆の維持は重要であり、これまで各種交流活動に取り組んできたところです。本年10月の入居予定に向けて整備している駅西住宅においては、住宅に土間玄関や縁側を配置するほか、集会所には軒下空間を設けており、住民同士または来訪者との間で交流が生まれるきっかけとなるように期待しております。また、全国に避難されている町民の方々が、人と人とのつながりをつくり、心の復興につながることを目的として、双葉町心の復興事業補助金を交付しています。本補助金は、地域コミュニティーの再生、町民の生きがいづくり、震災の風化防止といった事業を行う者に対して補助を行うものであり、本年度も昨年度に引き続き実施しています。町としても、全国各地に町民が避難されているという特殊事情を抱える中、町民同士の交流活動は双葉町の未来や活力につながる重要な取組であると考えており、双葉町復興まちづくり計画（第三次）にも盛り込み、引き続き支援を行ってまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

今ご答弁の中で、解除するエリアでの交流のお話もいただいたところかなと思います。一方で、5月11日から6月4日での避難指示のご説明をされた住民説明会の中でもすごく分断を気にされている方が非常に多くいらっしゃるなという印象を私も何度か参加させていただいて感じたところでした。拠点という部分でいくと帰還は進んでいくと思うのですが、双葉町という大きなくくりの中ではまだまだ置いていかれてしまっているというふうに感じる方も多くいらっしゃるのかなと思っていて、そういった方たちは分け隔てなくしっかりと町に訪れてもらい、交流する機会というのをつくっていくことが重要かなというふうに感じているところと、またそれを取組、そういった潤滑油というか、人々をつなぐような取組を行う主体というところがすごく重要になってくるかなと思っておりまして、そのあたりの主体者への支援というところに対してどのようなお考えを持っているかということをもう一度お伺いできたらかなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中で、心の復興事業補助金等々、今年度も取り組んでおりますし、そういったものを利活用しながら、いろいろ住民の皆さんの交流を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再々質問させていただきます。

支援を考えていらっしゃるというところもいただいたところでありましたが、ちょっとこちら事例の共有というところとその辺の重要性、改めてお伝えできることがあればなというところと、あと主

体者の育成というか、そういった観点で必要なことがあるのではないかなというところでそのあたりのお考えを聞きたいなというところであるのですが、東北沿岸地域の津波被災地の中では、地域のリーダーが津波で流されて、内地に避難をされてまちづくりを考えるというときに、住民の主体者、リーダーの方が内地まで迎えに行き、現地まで連れてきて、そこで何百回もお茶会をして、その中で出てきた意見を行政の計画に反映させるといった、そういった事例があることも伺っていて、もちろんそれは自発的にその地域の方々が行ってきたことなので、行政が何かてこ入れをしてやるという文脈ではないとは思いますが、でもそういったリーダーになれるような人を発掘をして、しっかりと支援をしていくということがすごく人と人とのつながりの中で帰還率が高まってくると思うので、そういった事例をうまく取り入れた支援というのにも必要なのではないかなと思っています。その中で、今まちづくり会社も含めて町内での花植活動されていたりだとか、住民を巻き込んだ交流活動をされているのは理解はしています。ああいった主体者を増やしていくことが大事なのかなというふうに思っていて、もちろん行政の取組としてやっていくということも大事だと思うのですが、そういった1つの団体だけ、個人だけで頑張っていくというのは大変だと思うので、そういった部分で例えば行政の資源でいけば地域おこし協力隊であったりだとか、今も導入されていると思いますが、復興支援員であったりだとか、そういった支援をする側の人的な資源というのですかね、そういったところの強化を改めて検討するフェーズに来ているのではないかなというふうに思っているところです。やはり町内を起点に何か物事ができる。すごく手触り感がやっとなってきたというところだと思うので、そういった取組にいろんな住民を巻き込むための主体者というところの強化が重要だと思っております。そのあたりのお考えをぜひお聞きできればなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今、山根議員からの再々質問、今議員が話されたことにある意味尽きるのかなというふうに感じます。町に戻ったとき、こちらに戻られない状況でも双葉町民として生活される方が大勢おられると。その部分の取組、戻る人、戻らない人、いろいろな人たちがいます。そういった中でのリーダーというのは必要なのだろうというふうに思っておりますし、当然育成に対しては町も関与していかなくてはならないと。ただ、残念ながら、帰還意向の中で若い世代の人たちの帰還意向というのはちょっと少ないなと。そういった部分で、どこまでそういうふうな人たちのリーダー育成というのは町としても関われるか難しい問題ではありますけれども、こういう状況であっても町に対する思いが強い方もおられますから、そういった方と関わっていただくと。あえて名前を出させていただきますけれども、町のいろいろな伝統であったり、そういったものを継続的にやっていただいている夢ふたば人、これ固有名詞を出していいかどうか分かりませんが、そういった人たちも一生懸命町のこと、町の伝統行事、そういったものを忘れずに取り組んでいただいている人たちを核に輪が広がっていくというのも一つの方法かなというふうに思っております。いずれにしても、そういう方たちを、なるべくどんどん町に対して意見を言っていただけるような、こういうふうにした

らいいのではないかというふうな発想もいただければ町として取り組んでいきたい、そういうふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位4番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

2番、小川貴永君。

（2番 小川貴永君登壇）

○2番（小川貴永君） 通告順位4番、議席番号2番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、東京電力の賠償についてお伺いします。東京電力ホールディングス株式会社が福島原発事故に伴う集団訴訟で最高裁が東電の賠償責任を決定したことを受け、中間指針を上回る賠償額を全ての町民の皆さんへ支払われること、原子力損害賠償紛争審査会に対し中間指針の見直しを図るように要望しておりますけれども、いわゆる水平展開していくというふうに要望しているわけなのですが、そうなった場合に、10年以上経過しているものですから、全国各地に避難している双葉町民の方々、高齢者や障がい者の双葉町民の方々のサポートはどのように考えているのか町長にお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、東京電力の賠償のサポートについて。原子力損害賠償紛争審査会に対し中間指針の見直しを求めているが、町民の方々に対する町としてのサポートについてのおたただしですが、各方面より文部科学省原子力損害賠償紛争審査会へ、原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針、いわゆる中間指針の見直しの要望が出されており、同審査会ではこの中間指針の見直しを含めた対応の要否について検討を行うこととしております。今後、中間指針が同審査会で見直され、原子力損害賠償額が上乘せされる場合の対応につきましては、当町から東京電力への要求書の中で、その支払いに向けた損害賠償スキームを早急に構築し、請求受付体制を整え、町民の皆さんへの周知、案内を行った後、追加の損害賠償請求の受付を開始することを求めているところです。

議員ご指摘の町民の皆様へのサポートですが、東京電力への要求書の中で求めているこれらの対応を東京電力へ引き続き求めるとともに、要求が実現すれば、町民の皆さんへの周知を行い、速やかに支払いが進むように東京電力に求めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

ちょうど私が把握している裁判の原告というのが大体214名ほどで、現在まだ裁判は続いていまして、原告団は増えているのですけれども、それが広野町から南相馬市市民まで入れて大体1,000人ぐらいです。それがかなりの数が増えると思いますので、その規模についてどうするかということをお

伺いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君にお聞きしますが、今の質問ちょっと理解できないのですけれども。

○2番（小川貴永君） 広野町から南相馬市というふうにしましたけれども、結局双葉町も同じで1,000人単位の数になると思いますので、拡大した場合は、数が増えた規模に対しての対応というのはどう考えているのかということです。

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

裁判に関しまして、これ個人の権利でありますから、そこに関して町が介入するということは考えられません。ただ、判決に関して、これは何度も申し上げておりますけれども、他の自治体に先駆けて3月25日、町と議会が東京電力に、いわゆる最高裁で不受理というふうな判断、高等裁判所で判決が決まったものは確定したということを見まして、原告の人たちだけではなくて町民全体に水平展開する要望をしておりますので、町の取組としては、まず今回の判決が確定しておりますから、住民の皆さんにひとしく対応するようというふうな取組は今後ともしっかりと進めていくと、そういう考えでいます。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。

それでは次に、双葉町での1次産業の安全性の確保について。双葉町において農業や畜産業などの食品を生産する事業において、風評被害や検査など、消費者に安全性を示すのは非常に重要であると思いますが、どのような対応をするのか町長にお伺いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、食品生産に関する第1次産業の安全性の確保について。消費者に食品の安全性を示すことが重要であるが、町としての対応についてのおたただしですが、本町は東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長から出荷制限等が指示されておりますが、令和2年度の避難指示解除区域内の両竹地区に続いて、昨年度、特定復興再生拠点区域内の6地区、上羽鳥、下羽鳥、長塚、下長塚、中田、三字の各農地保全管理組合において、出荷制限等の解除に向けた野菜の実証試験栽培が行われ、食品中の放射性セシウムの基

準値、1キロ当たり100ベクレルを超える放射性セシウムが検出されなかったことから、両竹地区では令和3年3月26日に、特定復興再生拠点区域内の6地区においては去る4月26日にそれぞれ出荷制限等が一部解除されたところです。

町としましては、平成24年度から自家消費野菜等の放射性物質簡易検査を実施しており、現在においては、双葉町いわき事務所と郡山支所において、希望する方に対し検査を行っているところであり、引き続き帰町後においても、双葉町役場仮設庁舎においても検査が実施できるよう体制整備を進めてまいります。また、今後町内で生産される農産物等について、県とも連携し、生産者に対して徹底したモニタリング検査を実施するよう協力を呼びかけるとともに、安全性を確認した上で出荷とするよう取り組んでまいります。

なお、消費者に対する食品の安全性については、県内自治体などの先進事例を参考にしながら、今後、様々な機会を捉えて、本町の食の安全、安心の取組を周知してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

今あった営農品目の検査結果などをいかに周りの人々に周知していくというのは難しいと思うのですが、これをどういう対応していくのかと、あと営農品目以外の例えば含有放射線量の高い山菜、それからキノコ、あとイノシシとかの野生動物、これを検査しなければならないのですけれども、それを一緒にならないように区別して一般の方に知らせていくかというのもすごく重要だと思うので、その対応は考えられているのかどうかちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘あった農作物だけではなくて、山菜、キノコ、イノシシ、そういったような線量検査についてもホームページで公表していくとともに、避難指示解除して住民帰還が始まった場合には、戻られた方に個別に周知徹底していくようにやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございました。農業や畜産業などの企業が復興できるように対応はしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時57分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和4年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月16日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第42号 双葉町診療所設置条例の制定について
- 日程第2 議案第43号 双葉町役場庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第44号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更について
- 日程第6 議案第47号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第7 議案第48号 双葉町仮設庁舎建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第8 議案第49号 下水道維持補修工事（長塚工区）請負契約の締結について
- 日程第9 議案第50号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の締結について
- 日程第10 議案第51号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第52号 土地の取得について
- 日程第12 議案第53号 土地の取得について
- 日程第13 議案第54号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第55号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 発議第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 昨日の岩本議員の一般質問のとき、私が岩本議員に対し発言の訂正を求める際に、菅野議員と発言した部分を取消いたします。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第42号から日程第15、議案第56号までは全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第42号 双葉町診療所設置条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第43号 双葉町役場庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第44号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第45号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第46号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで……

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時08分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 議案第46号について、契約の一部改正と発言しましたが、「改正」を「変更」に訂正いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第47号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） この契約の一部変更でございますけれども、契約金額に対して、この増額があまりにも大きい増額というふうに思っております。全員協議会でも説明いただきましたけれども、改めてですけれども、やはり設計、そして積算、予定価格に甘さがあったのではないかなというふう感じざるを得ないのですけれども、再度この理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問に、建設課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 藤本建設課長。

○建設課長（藤本隆登君） ただいまの岩本議員のご質問に対して説明いたします。

全員協議会でも説明したとおりでございますけれども、まず河川法に基づいた協議で県からの指導により、工事で掘削しました堤防のり面の保護にブロック積みをしなければならないという指導がございまして、そちらブロック積み141.3平米を計上いたしました。それにより、ご指摘のとおり、金額が上がってはしまったのですが、30%までには満たしておりませんので、正当な変更理由だと私は考えております。

説明は以上です。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 今説明いただきましたけれども、先ほど質疑でも申しましたように、そういう状況にならざるを得ないというような、そういう予測もできたのではないかなというふうにも推察いたします。あくまでも設計、積算、予定価格の不備と言わざるを得ないというふうに思いますので、私はこの一部変更反対の立場を取らせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は賛成の立場で討論やらせてもらうのですが、実際積算がかなり難しいのと、今課長の答弁の中では県の指導というのも、今後ちゃんとしたそういう指導を県からいただくとか、県も後出しというのは駄目だよというようなことで、今回のことを教訓に、今後いい方向に進んでいただく方向でやっていただくことを願って、私は賛成します。

ただ、積算に関しては、今本当に材料費の高騰とかそういう見えない部分があると思うので、それも視野に入れた先読みできるような積算もしていただいたほうがいいのかなと思いますので、今後よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤哲雄君） 起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第48号 双葉町仮設庁舎建設工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第49号 下水道維持補修工事（長塚工区）請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第50号 下水道維持補修工事(新山工区)請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第10、議案第51号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第11、議案第52号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第12、議案第53号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第54号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第15款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第55号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第56号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

(「休議お願い」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 休議します。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時33分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 日程第15について、全て取消しいたします。改めて、日程第15を議題とします。よろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第15、議案第56号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は……

（「議事進行」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時34分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

5番、菅野議員。

○5番（菅野博紀君） 款ごとにやってもらわないと先ほどと同じになってしまうので、説明書により、もう一回戻してもらってやってもらっていいでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時35分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

4番、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） ご苦勞さまでございます。石田翼のほうから発議を申し述べまして、提案をしたいと思っております。

発議第3号 双葉町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、会議における発言の要求の方法を追加、また表決において押しボタンを使用する投票方式を導入することから、双葉町議会会議規則において所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第17、発議第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

4番、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) それでは、発議第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学などが困難な子供を対象に、幼稚園児などの就園支援、小中学生に対する学用品などの援助や通学支援を行う被災児童生徒就学支援等事業は、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。福島県では、今でも5,600人の子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、引き続き被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。そのため、令和5年度においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第4号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和4年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時46分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 岩 本 久 人

署名議員 高 萩 文 孝